

個人所属 SamiSami ラボ社製 SAMISAMI AG V2（無人航空機）  
JU32367E6C22 の航空事故調査について  
（経過報告）

令和 6 年 6 月 27 日  
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和 5 年 7 月 14 日、大分県玖珠郡九重町において、個人所属 SamiSami ラボ社製 SAMISAMI AG V2、JU32367E6C22 が飛行中、支柱に衝突して墜落した際、操縦者が重傷を負った航空事故について、令和 5 年 7 月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空事故が発生した日から 1 年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第 25 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第 13 附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本航空事故の責任を問うために行うものではない。

## 1. 航空事故の概要

個人所属 SamiSami ラボ社製 SAMISAMI AG V2、JU32367E6C22 は、令和 5 年 7 月 14 日（金）、農薬散布の練習のため大分県玖珠郡九重町で飛行中、道路標識用の支柱に衝突して墜落した。その際、操縦者が、同機の回転中のプロペラに接触し、重傷を負った。

## 2. 調査の概要

本件は、運輸安全委員会設置法施行規則（平 13 国土交通省令 124）第 1 条第 1 号に規定された「無人航空機による人の死傷」に該当し、航空事故として取り扱うこととなったものである。

運輸安全委員会は、令和 5 年 7 月 19 日、事故発生の通報を受け、本事故の調査を担当する主管調査官ほか 1 名の航空事故調査官を指名した。現時点までに、関係者からの口述聴取、飛行記録の解析、同機の実機検証等を実施した。

## 3. 判明している主な事実情報

### （1）飛行の経過

同機は、令和5年7月14日17時44分ごろ、農薬散布の練習のため、操縦者が管理する田んぼで、備付けタンクに水約10Lを搭載し、離陸した。離陸後、操縦者は、同機の高度を農薬散布時と同じ約3mに調整して、手動モード及び自動モードで飛行を行っていた。

同機は、17時55分ごろ、飛行中、田んぼの付近にあった支柱に衝突し、支柱付近で操縦していた操縦者に接触した後、墜落した。その際、操縦者は、回転中のプロペラに接触し負傷した。



図 事故機

(2) 死傷者

操縦者1名 重傷

(3) 航空機等の損壊

プロペラブレードの損傷 (No. 1, No. 3, No. 4)、左側スキッド及びGPSアンテナの湾曲、送信機の損傷

(4) 気象

事故現場から北西約4.3km付近に位置する玖珠地域気象観測所の事故関連時間帯の観測値は、次のとおりであった。

17時50分 南の風2.3m/s、最大瞬間風速4.8m/s、気温27.3℃、降雨

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、飛行記録や実機検証の結果などの更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。